

## &lt;1&gt;議会の役割を次のように規定する

- (1)市の重要事項（条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等）を**議決**する。
- (2)市の執行機関を**監視し、けん制**する。
- (3)執行機関に対する検査及び監査の請求等、市政に関する調査をおこない、国又は関係機関に意見書を提出する。

## &lt;2&gt;議会の活動原則を次のように規定する

- 1 議会は、**公正性、透明性、信頼性**を重んじた市民に**開かれた議会**運営及び**市民参加**の推進の上にならなければならない。市の立法機関であり、意思決定機関としての権限を行使すること。
- 2 議会は、**民意を市政に反映**させるための言論の場であることを十分に認識し、各議員の発言権を尊重し、**自由な討議を中心に運営**されなければならない。
- 3 議会は、地方自治における**二元代表制**の機関として、**行政監視**を行うとともに、**政策形成**に努めること。
- 4 議会は、地方自治法に基づいて別に定める**議会傍聴規則**に定める市民の傍聴に関し、傍聴者に議案の審議に用いる資料等を提供するなど、**市民の傍聴の意欲を高める議会運営**に努めること。

## &lt;3&gt;議員の活動原則を次のように規定する

- 1 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、**自由な討議を推進**すること。
- 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握し、**民意を市政に反映**させること。
- 3 議員は、研鑽に努め、**市民全体の福利の向上**を目指して活動すること。

## &lt;4&gt;市民と議会の関係の基本原則を次のように規定する

- 1 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、**情報の公開・共有**を推進するとともに、**説明責任**を果たすこと。
- 2 議会は、**全ての会議を原則公開**とする。
- 3 議会は、市民からの**請願及び陳情**は、市民による政策提案と受け止め、その審議においては、**請願にあつては請願者の希望に応じて、陳情にあつては必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設けること。**<注：**請願の手順**を定める要あり>

**【視点】** 参考人制度を活用したもの（議会が必要ないとした場合は意見を聴く機会を設けない）でなく、請願権を拡大するものとする。従って、提案者が希望すれば、「説明」「質疑応答」のどちらも、または、いずれかを実現できるものにする（言わずもがなであるが、「質疑応答」のみを選ぶことはできない）。

- 4 議会は、必要に応じて、**地方自治法第100条の2の規定による専門的知見の活用**による調査をおこない、同法第109条第5項に規定する**公聴会制度**と同条第6項に規定する**参考人制度**を活用して市民等の意見を聞き、議会の討議や政策形成に反映させること。

## &lt;5&gt;議会・議員と市民との意見交換の場を設けることを定める

議会は、**市政全般にわたり、市民等との意見交換を行うため、市民懇談会を年1回以上開催する。**市民懇談会の実施については、別に**要綱**を定める。<注：要綱の作成の要あり>

**【要綱の視点】** 市民懇談会は「議員個人の見解」が述べられるものでなければならない。

## &lt;6&gt;議会の広報広聴機能の充実をはかるため次のことを定める

- 1 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する**広報広聴委員会**を設置する。その設置については別に**要綱**を定める。<注：要綱の作成の要あり>
- 2 議会は、**議会報**を発刊する。その発刊については、別に**要綱**を定める。<すでに要綱あり>  
**【視点】** 議会報は広報の中心でありながら「議会報発刊要綱」に基づいて発刊されてきたが、それを条例化したい。
- 3 議会は、**議案に対する各議員の賛否を議会報で公表**するなど議会や議員の活動がよくわかるような公報をおこなうこと。
- 4 議会は、市民懇談会、議会傍聴アンケート等を通じて広聴機能を充実させ、議会の討議や政策形成の拡大の推進に努める。

## &lt;7&gt;市長等と議会の関係をつぎのようにすることを定める

議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、二元代表制にふさわしい緊張関係の保持に努めること。

- (1) 本会議における一般質問は、**一問一答方式、一括方式のいずれかを選択**して行うこととする。その際、質問者は、論点整理を行い争点を明確にするよう努めること。
- (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問に対して、質問の趣旨の確認、論点整理、争点の明確化のための質問や**反問をすることができる。****【視点】** 市長等（行政側すべて）に反問権がなければ議会は真の「討論の場」とはならない。
- (3) 議会は、市長が提案する議案を審査するにあたっては、口頭での説明とともに、**文書での説明**を求めることができる。

## &lt;8&gt;執行機関からの議会への報告義務について次のように定める

市長は、市行政に係る**重要な計画・事項**については**議会に報告**する。

**【視点】** 市行政に係る重要な計画・事項については、これまでも全協で「理事者の申し入れによる事項について」というかたちで議会に報告されてきたので、これを条文化するだけでよい。過度に（定期的に、多くのものを）報告させるのは、行政に対する過度の負担を強い、行政サービスの低下をもたらす職員の疲弊化を招来する。

< 9 > 執行機関から議会への重要な政策の説明資料について次のように定める

議会は、市長が提案する重要な計画、施策、事業等（以下「政策」という。）について、審議の水準を高める観点から、市長に対して次に掲げる事項について**説明資料を求める**ことができる。

- (1) 政策の提案に至った経緯、理由
- (2) 関係ある法令、条例等と総合計画における位置づけ
- (3) 政策の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 市民参加の実施の有無とその内容
- (7) その他審議上、必要なもの

< 10 > 予算及び決算における執行機関から議会への説明資料を次のように定める

議会は、提案される**予算案及び決算**の審議にあたっては、前条の規定に準じて、施策別、事業別の分かりやすい**政策説明資料の作成**を求めるものとする。

< 11 > 議会の議決に付すべき事件についてはつぎのように定める。

○議会の**議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分**に関しては、地方自治法に基づいて別に条例で定める。<注：すでに「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」あり>

○地方自治法第96条第2項の規定に基づく**議会の議決すべき事件**は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法律又は政令に条例で定めるべき規定なき職員の定数に関すること。<(1)はすでにある「議会の議決すべき事件に関する条例」に定められている。> (2) 総合計画基本構想 (3) 総合計画基本計画

注：すでにある「議会の議決すべき事件に関する条例」の扱いについては、分かりやすい条例にするという観点から次の3つの選択肢から選びたい。①存続させて議会基本条例と併置 ②廃止して、その内容を議会基本条例に組み入れる ③存続させて議会基本条例に盛り込みなかった内容を組み入れる。

< 12 > **会議規則**を基本条例の中で位置づけておく。

**【視点】** 「生駒市議会会議規則」は、第169条（会議規則の改正）で「この規則を改正しようとするときは、議員の3分の2以上が出席した会議において議決することを要する。」と定めており（地方自治法で定められた会議の定足数は過半数）、会議運営の重要な基本である。これは、基本条例の中で位置づけておくべきである。

< 13 > **議長又は副議長選挙**については次のように規定する。

議会は、**議長又は副議長を選出**するときは、**届出制**で行なう。

**【視点】** 立候補制は地方自治法に抵触する恐れがあることから、その代替案として、本会議の前か休憩中に、あらかじめ事務局長に届出した者が所信演説し、それに関して質疑応答するというやり方をとる地方議会があるが、本会議の前か休憩中の所信演説・質疑応答は正式な会議体で行なわれるものでないことから「議員のおしゃべり」といってもよいもので、所信演説、それに関する質疑応答という重要なものを貶める弊害をもたらすので制度化すべきではない。

< 14 > 議会に調査機関を設置できる規定を設ける。

1 議会は、専門的知見を活用して、市政の課題あるいは議会活動に関する調査のため必要があると認めるときは、**学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置**することができる。

2 議会は、必要があるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、別に**要綱**で定める。<注：要綱の作成の要あり>

< 15 > 会派については次のように定めるだけにする。<注：「一人会派」も認める・>

議員は、議会活動を行うため、**会派**を結成することができる。

< 16 > 議員定数及び議員報酬について次のように定める。

1 **議員定数及び議員報酬**は、地方自治法に基づいて条例で別に定める。<注：すでに「議会の議員の定数を定める条例」「議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」あり>

2 **議員定数及び議員報酬**は、生駒市自治基本条例やこの条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

< 17 > **【視点】** 本条例を策定するに当たっては、有効でないものを設けて徒に議会事務局はじめ行政に負担増大を強いていないか。負担をさせるのであれば人員増などの手立てはできるのか、という観点を忘れてはならない。